

令和2年度 償却資産 (固定資産税) 申告の手引

提出期限／令和2年1月31日(金)

期限間近になりますと受付窓口が大変混雑します。早めにご提出いただきますよう
ご協力をお願いいたします。

I. 償却資産の申告について	1ページ
1. 申告が必要な方	
2. 提出期限	
3. 提出書類	
4. 申告書の提出先	
5. 申告書の郵送先および問い合わせ先	
6. 実地調査のお願い	
7. 不申告、虚偽の申告をされた場合	
8. インターネットを利用して申告する場合	
9. マイナンバー（個人番号）の本人確認について	
II. 償却資産申告書の記入の仕方	3ページ
III. 償却資産のあらまし	5ページ
1. 償却資産の範囲	
2. 償却資産の種類と具体例	
3. 業種別の主な償却資産	
4. 償却資産の課税対象となる車両	
5. テナント等が取り付け付けた附帯設備の取扱いについて	
6. 建築設備における家屋と償却資産の区分	
7. 償却資産の評価方法	
8. 課税標準、免税点、税率、税額、納期	
9. 国税と固定資産税（償却資産）の比較	
10. 納税義務者、課税台帳の閲覧	
11. 非課税となる償却資産	
12. 被災代替償却資産の特例	
13. わがまち特例による課税標準の特例	
IV. 償却資産に関する Q&A	15ページ
V. 申告書チェックリスト	16ページ

I. 償却資産の申告について

固定資産税は土地や家屋以外の事業用資産（償却資産）についても課税対象になっています。この手引は、償却資産の申告をしていただくために申告書と一緒にお渡ししているものです。

ご覧いただいたうえで同封の申告書を作成し、提出期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

1. 申告が必要な方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付けなど、事業を行っている会社や個人の方は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日（以下「賦課期日」といいます。）に所有する償却資産に関する所定の事項を、1 月 31 日までに申告していただくことになっています（3～4 ページの「申告書・明細書の書き方」をご覧ください。）。

申告していただく際には、以下の点にご留意ください。

- ◎ 前年中に資産の増減がない場合でも、必ず申告をお願いします。
- ◎ 前年中に休業又は廃業された方、事業を行っていても償却資産をお持ちでない方は、その旨を申告書の備考欄に記入して提出してください（3 ページの⑱をご覧ください。）。

2. 提出期限

令和 2 年 1 月 31 日（金）

3. 提出書類

提出書類	備考
償却資産申告書 （償却資産課税台帳）	3 ページをご覧ください。
種別別明細書 （増加資産・全資産用）	4 ページをご覧ください。

※ 各様式は一関市ホームページからもダウンロードできます（<http://www.city.ichinoseki.iwate.jp>）。

4. 申告書の提出先

岩手県一関市役所 総務部税務課 家屋・償却資産課税係または各支所市民課までご提出ください。

5. 申告書の郵送先および問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

一関市 総務部 税務課 家屋・償却資産課税係

電話：0191-21-2111（内線：8252、8253）

※ 郵送による申告で、控え用に收受印を必要とされる方は、返信用封筒を同封してください

（返信用封筒には切手を貼り、住所、会社名（氏名）を記入してください。）。

※ 郵送の場合は、本書裏面（16 ページ）の宛名ラベルをご利用ください。

6. 実地調査のお願い

申告書の内容が適正であることを確認するため、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定に基づいて、決算書や帳簿類を閲覧させていただき実地調査を行う場合があります。

調査の際には、ご協力をお願いいたします。

また、実地調査の結果、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合は、現年度に限らず過年度分についても、申告内容の修正が必要になることがありますので、あらかじめご承知おきください。

7. 不申告、虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告されない場合や虚偽の申告をされた場合は、地方税法の規定により過料又は罰金等が科されることがあります。

また、資産を本来申告すべき年度に申告されなかった場合には、過去に遡って課税されるほか、その不足税額に対する延滞金を徴収されることがあります。

8. インターネットを利用して申告する場合



インターネット（地方税ポータルシステム「エルタックス」）による電子申告も受け付けております。詳しくはホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

9. マイナンバー（個人番号）の本人確認について

一関市では、番号法に基づき、個人番号を記載した申告書を提出いただく際には、本人確認（番号確認および身元確認）を実施いたします。申告の際には、番号確認および身元確認ができる資料（代理人が申請する場合は代理権の確認資料も含む。）をそれぞれお持ちください。また、郵送の場合は、本人確認資料の写しを添付のうえ、ご提出をお願いします。

なお、法人番号の場合には確認資料は不要です。

本人が申告書を提出する場合		代理人が申告書を提出する場合	
確認項目	確認資料	確認項目	確認資料
番号確認	・個人番号カード ・通知カード ・住民票の写し（番号付き） などのいずれか一つ	本人の 番号確認	・本人の個人番号カード ・本人の通知カード ・本人の住民票の写し（番号付き） など
身元確認	・個人番号カード ・運転免許証 ・パスポート などのいずれか一つ	代理人の 身元確認	・代理人の税理士証票 ・代理人の個人番号カード など
		代理権の 確認	・税理代理権限証書 ・委任状 など

※ 本人確認書類の不備等により、本人確認ができなかった場合は、申告書にマイナンバーの記載がないものとして受理いたします。予めご了承ください。

2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載例

前年度までに申告された方には、これまでの申告に基づいて印字しています。修正・変更などがある場合は抹消線を引き余白に新しい内容を記入してください。前年中（平成31年1月2日から令和2年1月1日）に新たに取得した資産および前年度まで申告漏れになっていた資産を記入してください。初めて申告する方は令和2年1月1日現在で事業に使用している資産すべてを記入してください。

①【所有者コード】
記入の必要はありません。

②【資産の種類】
1. 構築物
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具器具及び備品
上記の該当する数字を記入してください。

③【資産コード】
資産の種類ごとに連番で記入してください。

④【資産の名称等】
資産の名称および規格などを記入してください。

⑤【数量】
資産の数量を記入してください。

令和2年度		種類別明細書（増加資産・全資産用）										15 所有者名		16 1枚のうち					
1 所有者コード												一関 株式会社		1枚目					
1920-0000 000000																			
2 資産の種類 番号	3 資産コード	4 資産の名称等	5 数量	6 取得年月		7 取得価額		8 耐用年数		9 減価残存等		10 価額		11 課税標準の特例		12 課税標準額		13 増加事由	14 摘要
				年	月	十	百	千	万	十	百	千	万	十	百	千	万		
01	1	1 アスファルト舗装工事	1	4	19	3	660	000	10	0	794	37	167					1-2 3-4	
02	1	2 第1駐車場排水溝工事	1	4	19	9	498	208	15	0	858	73	663					1-2 3-4	
03	1	3 可動間仕切り工事	1	4	22	7	1 024	053	15	0	858	239	729					1-2 3-4	
04		【構築物 小計】					2 182	261		0		350	559					1-2 3-4	
05	2	1 厨房設備	1	4	21	4	2 500	000	9	0	774	171	107					1-2 3-4	
06	2	2 太陽光発電設備	1	4	28	1	4 000	000	17	0	873	2 492	358					1-2 3-4	
07		【機械及び装置 小計】					6 500	000		0		2 663	465					1-2 3-4	
08	6	1 放送設備	1	4	14	3	2 747	789	6	0		137	389					1-2 3-4	
09	6	2 ラック	1	4	19	8	3 200	000	8	0	750	160	000					1-2 3-4	
10	6	3 対応プリンター	2	4	23	5	336	000	5	0	631	16	800					1-2 3-4	××工場 へ移動
11		【工具、器具及び備品 小計】					5 947	789		0		297	389					1-2 3-4	
							6 283	789		0		314	189					1-2 3-4	
13	1	フェンス工事（〇〇工場）	1	5	1	5	2 000	000	10	0								1-2 3-4	
14	2	製本機一式	1	4	27	9	1 250	000	7	0								1-2 3-4	申告漏れ
15										0								1-2 3-4	
16										0								1-2 3-4	
17										0								1-2 3-4	
18										0								1-2 3-4	
19										0								1-2 3-4	
20										0								1-2 3-4	
小計							17 880	050				3 800	739					1-2 3-4	
							14 966	069										1-2 3-4	

⑥【取得年月】
資産を取得した年月を記入してください。年号は下記の数字を記入してください。
1. 明治 2. 大正 3. 昭和
4. 平成 5. 令和

⑦【取得価額】
該当資産の取得価額を記入してください。取得価額は、償却資産を取得からその用途で使えるようにするまでに要したすべての金額を含みます。その資産にかかった金額（荷役費や購入手数料など）と事業に使用するためにかけた金額（据付費や工事費など）の全額を取得価額として申告してください。消費税は、税込経理方式を選択されている場合は取得価額に含めてください。圧縮記帳を行っている場合は、圧縮前の取得価額を記載してください。

⑧【耐用年数】
該当資産の耐用年数を記入してください。償却資産申告では財務省令で定められた「法定耐用年数」を用います。法人税法（所得税法）上の減価償却に適用しているものと同じです。ただし、耐用年数の短縮がある場合や中古資産を取得した場合はこの限りではありません。

⑨～⑫
自社電算機により申告書を提出する方以外は記入の必要はありません。

⑬【増加事由】
該当するものを○で囲んでください。
1. 新品取得 2. 中古品取得
3. 移動による受け入れ
4. その他
「4」の場合は摘要欄に具体的な事由を記入してください。

⑭【摘要】
減少の場合、下記の該当する数字および内容を記入してください。
1. 売買 2. 減失
3. 移動 4. その他
その他、必要な事項を適宜記入してください。

⑮【所有者の氏名】
氏名または法人名を記入してください。

⑯【ページ数】
種類別明細書の総枚数と、そのうちの何枚目かを記入してください。

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

Ⅲ. 償却資産のあらまし

1. 償却資産の範囲

(1) 償却資産の申告対象になるものと留意事項

- ア) 賦課期日現在において事業の用に供する資産として、税務会計（所得税及び法人税を計算するための会計方法）上、減価償却の対象としている資産は申告の対象となります（6 ページの「(2) 申告の対象とならないもの」に掲げるものを除く。）。
- イ) 一時的な遊休状態や未稼働の状態にある資産でも、事業の用に供することが可能な資産は申告の対象となります。
- ウ) 償却済資産や簿外資産、寄贈品も事業の用に供している限り申告の対象となります。
- エ) 法人税を課されない公共法人や公益法人などが所有する償却資産も申告の対象となります。
- オ) 共有している資産は、共有物として取扱い、原則として共有名義で申告していただくこととなります。
- カ) 建設仮勘定で経理されているもののうち、賦課期日現在、事業の用に供することが可能な資産は申告の対象となります。
- キ) 大型特殊自動車や建設機械等の移動性の償却資産も申告の対象となります（9 ページの「4. 償却資産の課税対象となる車両」をご覧ください。）。
- ク) テナントが行った内装工事も申告の対象となります（9 ページの「5. テナント等が取り付け付けた附帯設備の取扱いについて」をご覧ください。）。
- ケ) 建物の建築設備等のうち、家屋の評価に含まれないものは申告の対象となります（10 ページの「6. 建築設備における家屋と償却資産の区分」をご覧ください。）。
- コ) 償却資産の修理、改良のために支出した費用のうち、「資本的支出」に該当する費用は申告の対象となります。その場合、支出した費用を償却資産本体とは区分して申告していただくこととなります。
- サ) 事業所が取得した、従業員の福利厚生の用に供する資産も申告の対象となります。
- シ) 取得価格が 10 万円未満の資産でも、通常の耐用年数で減価償却するものは申告の対象となります（6 ページの「(3) 償却資産の取得価格について」をご覧ください。）。
- ス) リース資産はその契約の内容により、資産を貸している人（会社）に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業に使用している人（会社）に申告していただく場合があります。大きく分類するとリース資産の契約内容に応じた償却資産の申告は、次の表のようになります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
<通常の賃貸借契約によるリース資産> 特徴：賃借期間が自由に選択できる、期間満了と同時に資産をリース会社が回収する場合など。	× (申告不要)	○ (資産の所在する市町村へ申告)
<実際の売買にあたるようなリース資産> 特徴：リース期間終了後に資産が使用者の所有物となるような場合 など	○ (自己の資産として申告が必要)	× (申告不要)

※ なお、リース会計基準の変更に伴い、平成 20 年 4 月 1 日以後に契約を締結する「所有権移転外ファイナンスリース取引」が税務会計上は売買取引として扱われ、借り手側が減価償却を行う者になる場合が生じますが、固定資産税（償却資産）では、これまでどおり、リース資産の貸し手側（リース会社）が法的な所有者とみなされますので、申告時にはご注意ください。

また、所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産については、所有者（リース会社）が該当資産を取得した際における取得価額が 20 万円未満である場合は、申告対象外となります（平成 20 年 4 月 1 日以降の契約分から適用。）。

(2) 申告の対象とならないもの

- ア) 土地や家屋として、固定資産税が課されるもの
- イ) 自動車税や軽自動車税の課税対象であるもの
- ウ) 棚卸資産（商品、貯蔵品など）、繰延資産（開業費、試験研究費など）
- エ) 無形固定資産（電話加入権、特許権、ソフトウェア等）
- オ) 繰延資産（開業費、試験研究費等）

(3) 償却資産の取得価額について

償却資産の取得価額とは、その資産を取得するために通常支出すべき金額とされています。資産本体の価額のほか、引取運賃、荷役費、購入手数料、設計監理費、据付費等の付帯費用も含まれます。なお、消費税を取得価額に含めて税務会計を行っている場合（税込経理方式）は、消費税を含めた取得価額で申告いただくことになります。

また、取得価額が少額である償却資産の申告は、**税務会計上の経理区分**によってその取扱いが異なります。詳しくは、次の表を参考にしてください。

償却方法	取得価額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
① 一時損金算入※ ¹	申告対象外			
② 3年一括償却	申告対象外			
③ リース資産 (ファイナンス・リース)	申告対象外		申告対象 ※ 5ページ（リース資産の申告について）をご覧ください。	
④ 中小企業特例※ ²	申告対象			
⑤ 一般減価償却	申告対象			

※1 一時損金算入は法人税法上の取扱いであり、所得税法上は、必要経費として算入する取扱いとなります。なお、平成10年度の税制改正により、個人の方の場合の、平成11年1月1日以後に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、申告の対象とはなりません。

※2 平成15年4月1日から令和2年3月31日までに取得した資産のうち、国税では「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」が適用となるものであっても、固定資産税にはその特例が適用されませんので**申告の対象**となります。なお、取得価額が10万円未満で「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」を適用できるものは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

2. 償却資産の種類と具体例

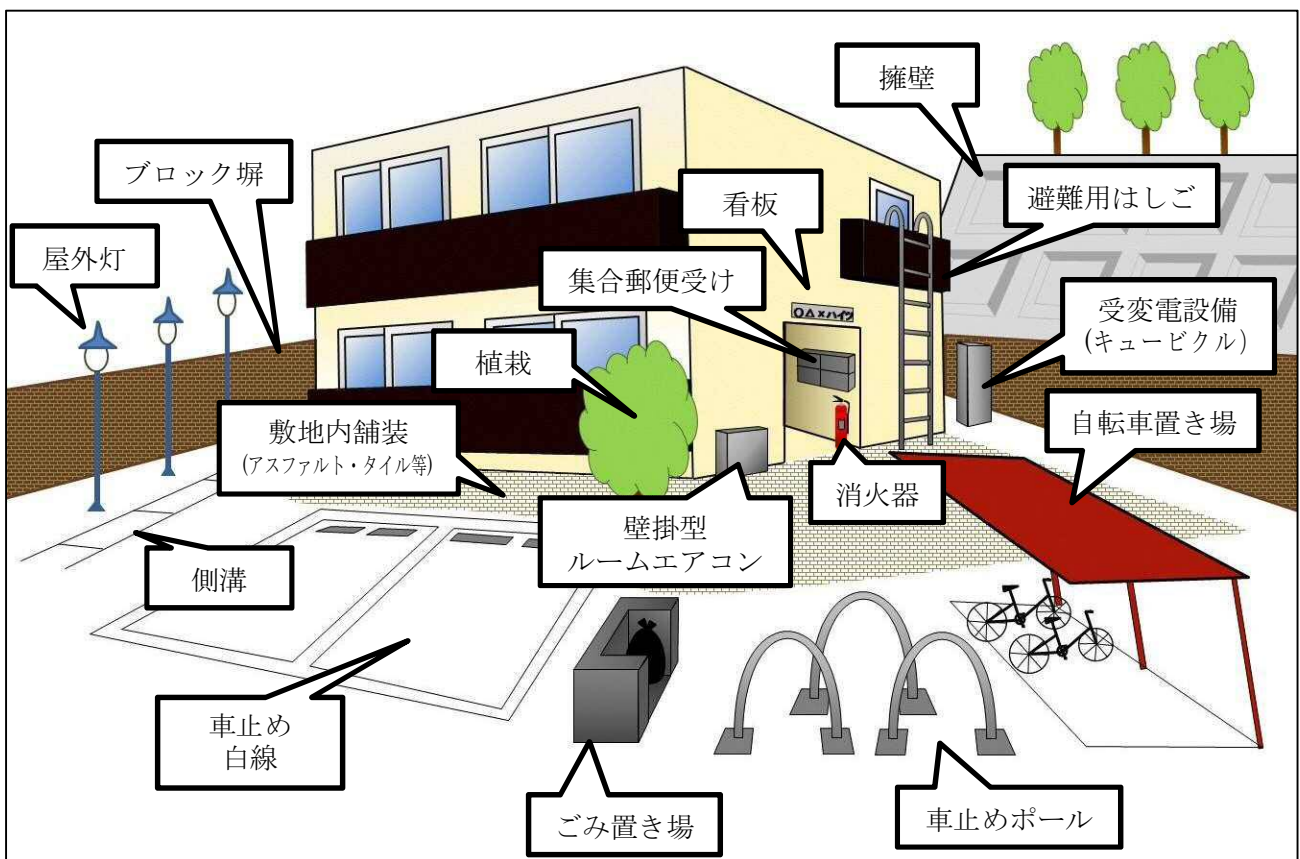
番号	資産の種類	資産の具体例	耐用年数	資産の具体例	耐用年数	
1	構築物 ※10 ページ をご覧ください。	自転車・自動車置き場(鉄骨造)	45	門・塀ブロック	15	
		独立キャノピー		舗装路面(コンクリート敷き、石敷き、れんが敷き)		
		土留・擁壁	30	屋上等の広告塔(金属製以外)	10	
		屋上等の広告塔(金属製)	20	外灯		
		花壇・緑化施設		自転車・自動車置き場(簡易なもの)		
		屋外給排水・ガス引き込み設備	15	賃借建物に附加した内装		
		屋外受水槽・浄化槽・貯水槽		フェンス		
		可動間仕切り		舗装路面(アスファルト敷き)		
		側溝、ネット設備		移動性組み立てハウス(物置など)	7	
		受変電・自家発電設備		可動間仕切りのうち簡易なもの	3	
2	機械 及び 装置	中央監視装置	18	食料品製造業用設備	10	
		水道業用設備		飲料、たばこまたは飼料製造業用設備		
		太陽光発電設備	17	宿泊業用設備	9	
		冷房・暖房設備	15	輸送用機械器具製造業用設備		
		自動車整備業用設備		木材または木製品(家具を除く)製造業用設備		
		冷房・暖房設備(冷凍機の出力 22kw 以下)	13	飲食店業用設備	8	
		洗濯業、理容業、美容業または浴場業用設備		ガソリンまたは液化石油ガススタンド設備		
		パルプ、紙または紙加工品製造業用設備	12	農業用設備	7	
		家具または装備品製造業用設備	11	総合工事業用設備	6	
		機械式駐車場設備	10			
3	船舶	釣船	5	ボート	4	
4	航空機	飛行機、ヘリコプター	5・8・10			
5	車両 及び 運搬具 ※9 ページ をご覧ください。	台車(金属製)	7	台車(金属製以外)	4	
		構内運搬車		除雪車		
6	工具 ・ 器具 及び 備品	金庫	20	楽器	5	
		事務机・ロッカー・キャビネット(金属製)	15	コピー機・ファクシミリ・シュレッダー		
		ブラインド(カーテンレールを除く)		自動販売機		
		消火器	10	レジスター		
		電話機・電話交換機		カメラ		
		時計		測定工具		
		除雪機		テレビ・カラオケ		
		広告器具 金属製(非金属)	10(5)	理美容機器	4	
		応接セット	8	プリンター		
		陳列棚		電子計算機(サーバーなど)		
		陳列棚(冷凍機付きおよび冷蔵機付き)	6	パーソナルコンピュータ		
		ガス機器		カーテン		
		デジタル構内交換設備およびデジタルボタン電話		看板・ネオンサイン		
		冷蔵庫・洗濯機		治具・取り付け工具		
		冷暖房機器		型・型枠(鍛圧工具および打ち抜き工具)		3
		インターホンおよび放送用設備		衣装		2

3. 業種別の主な償却資産

業種別の主な償却資産の例です。

業 種	品 名 () 内は財務省令の標準的な耐用年数
共 通	路面舗装 (10 又は 15)、門・扉 (15)、広告設備 (3、5、10 又は 20)、基礎のない物置 (7 又は 10)、太陽光発電設備 (17)、受変電・自家発電設備 (15)、中央監視装置 (18)、屋外給排水ガス設備 (15)、そで看板 (10 又は 18)、内装 (テナントが施工したもの) (10 又は 15)、立看板 (3)、壁掛型ルームエアコン (6) など
一般事業 (事務所)	ロッカー (15)、キャビネット (15)、パソコン (4 又は 5)、コピー機 (5)、応接セット (8)、金庫 (20)、LAN設備 (10) など
不動産賃貸 (アパート等) 駐車場	駐車場舗装 (アスファルト) (10)、擁壁 (15、30 又は 50)、緑化施設等の外構工事 (20)、街路灯 (10)、避難用はしご (8 又は 10)、自転車置き場 (10)、駐車場用機械設備 (10)、消火器 (10)、集合郵便受け (15)、その他屋外の設備 など
小売業・飲食店	レジスター (5)、テレビ (5)、カラオケ (5)、冷蔵庫 (6)、ガスレンジ等の厨房用品 (5)、テーブル (5)、イス (5)、カウンター (5 又は 8)、自動販売機 (5)、陳列ケース・陳列棚 (6 又は 8) など
旅館・ホテル・バー・喫茶・軽食	接客用家具・備品 (5)、厨房設備、自動販売機 (5)、ステレオ (5)、ガスレンジ、洗濯機 (6)、ボイラー、自動食器洗浄機 (6)、製氷機 (6)、ピアノなどの楽器 (5)、放送設備 (6)、冷蔵庫 (6) など
工 場	旋盤 (10)、ボール盤 (10)、フライス盤 (10)、プレス (10)、測定工具 (5)、検査工具 (5)、構内舗装 (10 又は 15)、工業用水道 (15) など
農業・畜産業	サイロ (22)、ビニールハウス (8 又は 10)、乾燥機 (7)、草刈機 (7)、搾乳機 (7)、田植機 (軽自動車税の課税客体を除く) (7)、代掻きハロー (7) など

【図例：賃貸住宅（アパート）】



※ 税務会計上は家屋と一括して減価償却していても、固定資産税の家屋の評価に含まれない建築設備や外構工事は、償却資産の申告対象となります。

4. 償却資産の課税対象となる車両

下表に記載されている車両は大型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告が必要です。ナンバー登録の有無にかかわらず、すべて申告してください。

ただし、同種の車両であっても、下表右の要件にすべて該当しない場合は、小型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告は不要ですが、公道走行の有無にかかわらず、軽自動車の登録が必要です。

また、申告は賦課期日時点で建設機械等を保管する「主たる定置場」のある市町村に対して行うこととなります。

＜道路運送車両法施行規則第2条別表第1より＞

大型特殊自動車の種類	自動車の構造及び原動機	大型特殊自動車の要件
一般用・建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	次の項目に <u>1つでも該当する場合は</u> 、大型特殊自動車です。 ①最高速度が <u>15km/h</u> を超える。 ②長さが <u>4.7m</u> を超える。 ③幅が <u>1.7m</u> を超える。 ④高さが <u>2.8m</u> を超える。
農耕作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が <u>35km/h</u> 以上の場合は、大型特殊自動車です。
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	すべて大型特殊自動車です。

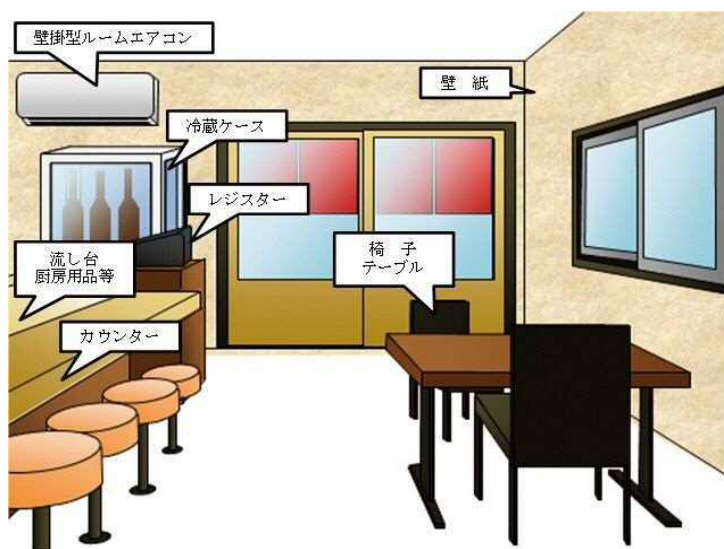
【参考】

大型特殊自動車のナンバー	①建設機械に該当するもの…0、00 から 09 及び 000 から 099 まで ②建設機械以外のもの…9、90 から 99 及び 900 から 999 まで
--------------	--

5. テナント等が取り付け付けた附帯設備の取扱いについて

一関市では、貸ビル・貸店舗のテナント等に代表される「家屋の所有者以外の者」が自らの事業の用に供するために家屋に取り付けた内装、造作及びこれらに附帯する建築設備等については、全てテナント等の所有する償却資産として取り扱います。

この場合、テナント等の方が家屋に取り付けた内装、造作及び建築設備等については、10 ページの「6. 建築設備における家屋と償却資産の区分」の表で示す区分に関わらず、テナント等の方が自らの償却資産として申告をしてください（備品等、他の一般資産と併せて申告してください。）。



6. 建築設備における家屋と償却資産の区分

自己所有家屋の建築設備は、固定資産税の取扱い上、次の表のとおり家屋と償却資産に区分して評価しています。償却資産となるものは、容易に取り外して移動できるもの、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産のため又は業務用の設備等*が該当します。

また、税務会計上、家屋と一括して減価償却していても、家屋の評価に含まれないものは償却資産として申告が必要となります。

下表に記載されていない建築設備や区分が困難なものがある場合については、お問い合わせください（1ページの「お問い合わせ先」をご覧ください。）。

設備の種類	設備の内訳	償却資産となるもの (家屋の評価に含まれないもの)	家屋の評価に含まれるもの
電気設備	受変電設備	設備一式（キュービクル等）	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電設備	
	中央監視制御装置	装置一式	
	電灯照明設備	屋外の照明設備	屋内の照明設備
	電力引き込み設備	屋外の設備	
	動力配線設備	特定の生産のため又は業務用の設備	左記以外の設備
	電話設備	電話機、交換機等の機器	配線、配管等
	拡声装置	マイク、スピーカー、アンプ等の機器	〃
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置類	〃
給排水設備	火災報知設備	屋外の設備	屋内の設備
	水源	井戸	
	給排水設備	屋外の給排水配管等 家屋から独立して設置された給水塔 特定の生産のため又は業務用の設備	屋内の給排水配管等 家屋の屋上等に設置された給水槽
給湯設備	局所式給湯設備	湯沸器、事業用ボイラー、公衆浴場の元釜、補助釜、元釜槽、補助釜槽（ユニットバス等用を除く）	中央式給湯設備、ユニットバス等用の給湯器
	中央式給湯設備		
ガス設備		屋外の配管等	屋内の配管等
衛生設備			設備一式
換気設備			〃
避雷設備		家屋から独立して設置された設備	家屋と一体となって設置された設備
空調設備		壁掛型のルームエアコン等（取り外しが容易なもの）	〃
消火設備		消火器、ホース、ノズル	消火栓設備、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備等
その他の特殊設備 (例示)		機械式立体駐車場（装置）、簡易可動間仕切、文字看板、そで看板、広告塔、カーテン、ブラインド、避難器具、集合郵便受け、夜間金庫、特殊配管、外構工事	エレベーター、エスカレーター、ダムウエーター、自動扉、窓拭き用ゴンドラ

※ （特定の生産または業務用の設備の取扱い）

特定の生産活動を行うために必要な動力源装置、熱源装置、水処理装置、汚水処理装置、冷却装置、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エア配管、油配管、照明設備等およびその附属設備は償却資産となります。例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室（人が作業することが想定されない部屋）に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当します。ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋評価の対象となります。

7. 償却資産の評価方法

償却資産の評価額は、固定資産評価基準に基づき、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数をもとにして、資産一品毎に次の計算式により算出します。

◎ 評価額の算出方法

前年中に取得したもの

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}}{2}\right)$$

前年よりも前に取得したもの

$$\text{評価額} = \text{前年の評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

※「固定資産評価基準」別表第15 減価率

(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第7の減価率(旧定率法))

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		$1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	1-減価率			$1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	1-減価率			$1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	1-減価率
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918	50	0.045	0.977	0.955
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921	55	0.041	0.979	0.959
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924	60	0.038	0.981	0.962
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926	65	0.035	0.982	0.965
16	0.134	0.933	0.866	31	0.072	0.964	0.928	70	0.032	0.984	0.968

【計算例】 ※令和元年中に取得した場合の翌年度以降の評価額

(取得価格：2,000,000円、耐用年数：3年、減価率：0.536)

課税年度	評価額	
	$1 - (0.536/2)$	
令和2年度	2,000,000 × 0.732	= 1,464,000
令和3年度	1,464,000 × 0.464	= 679,296
令和4年度	679,296 × 0.464	= 315,193
令和5年度	315,193 × 0.464	= 146,249
令和6年度 以降	146,249 × 0.464 (2,000,000 × 5% = 100,000)	= 67,859 100,000

評価額の5%を下回っているので、評価額は取得額の5%となります。

8. 課税標準、免税点、税率、税額、納期

(1) 課税標準

賦課期日現在の評価額が課税標準となります。ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、評価額に特例率を乗じたものが課税標準となります。

(2) 免税点

課税標準の合計額（以下「課税標準額」という。）が150万円未満の場合は課税されません。ただし、免税点未満になると判断される場合でも申告書の提出は必要です。

(3) 税率

税率は100分の1.4です。

(4) 税額

課税標準額（1,000円未満切り捨て）に、税率を乗じた額（100円未満切り捨て）が税額となります。

(5) 納期

税額を4月、7月、12月、2月の4回に分けて納めていただくことになっています（具体的な納期は、納税通知書によりご確認ください。）。

また、**過年度**において申告すべきであった資産について、遡って課税となった場合の納期は 1回 になります。

9. 国税と固定資産税（償却資産）の比較

国税（所得税・法人税）と固定資産税（償却資産）の主な取扱いの比較は、次の表のとおりです。

項 目	地 方 税（固定資産税）	国 税（法人税・所得税）
償 却 の 計 算 期 間	暦年（賦課期日制度）	事 業 年 度
減 価 償 却 の 方 法	評価基準上の定率法 （国税上の旧定率法）	定率法・定額法等の選択制度
前年中の新規取得資産	（取得月に関わらず） 半年償却（1/2）	月 割 償 却
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められません	認められます
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められません	認められます
増 加 償 却 （所得税法・法人税法）	認められます	認められます
評 価 額 の 最 低 限 度 （国税は償却可能限度額）	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
改 良 費 （国税は資本的支出）	区 分 評 価 （改良を加えた資産本体と 区分して改良費を評価）	原 則 区 分 評 価

10. 納税義務者、課税台帳の閲覧

(1) 納税義務者

令和2年度の固定資産税については、令和2年1月1日現在の所有者が納税義務者となります。

(2) 固定資産（償却資産）課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳は提出期限までに提出された申告書に基づいて作成されます。

固定資産課税台帳を閲覧される際は、本庁税務課または各支所市民課の窓口で閲覧申請を行ってください。

閲覧申請の際の留意事項は次のとおりです。

ア) 固定資産課税台帳を閲覧できる関係者の範囲について

- 納税義務者、納税義務者と同居の親族、納税管理人、代理人など
- 代理人が閲覧する場合は、委任状が必要です。

また、法人所有の資産について社員の方等が閲覧する場合は、代表者からの委任状又は代表者印のある申請書が必要です。

イ) 官公署発行の写真付きの本人確認書類（運転免許証など）を持参してください。

(3) 固定資産（償却資産）納税通知書

固定資産税（償却資産）納税通知書は4月上旬頃に発送する予定です。

11. 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に定める一定の要件を備えた償却資産については、固定資産税が課税されません。

該当する償却資産を新たに取得された方や使用用途等に変更が生じた方は、「固定資産税非課税申告書」をご請求のうえ申告してください。

なお、提出様式、添付資料等の詳細については、お問い合わせください（1ページの「お問い合わせ先」をご覧ください。）。

12. 被災代替償却資産の特例

東日本大震災により滅失または損壊した償却資産の所有者が、当該償却資産に代わる償却資産を令和3年3月31日までの間に一関市において取得、またはその損壊した償却資産を改良した場合、取得した翌年から4年度分は、課税標準額を2分の1の額とする特例措置が講じられています（地方税法附則第56条第12項）。

13. わがまち特例による課税標準の特例

地方自治体が一定の範囲内においてその内容を条例で定めることができる制度「地域決定型地方税特例措置（通称：わがまち特例）」があります。これらに該当する資産は、税負担の軽減が図られます。

一関市における主な「わがまち特例」は次のとおりです。課税標準の特例に該当すると見込まれる資産がある場合は、申告書の備考欄および種類別明細書（増加資産・全資産用）の適用欄に適用条項名を明記すると共に、適用要件が確認できる資料を添付してください。添付書類などの詳細は、お問い合わせください（1 ページの「お問い合わせ先」をご覧ください。）。

なお、平成 30 年度税制改正により、わがまち特例の項目などが変更されておりますので、ご注意ください。

特 例 対 象 資 産	地方税法の 適用条項	取 得 時 期		適 用 期 間	特 例 率
汚水または廃液の処理施設 (水質汚濁防止法)	第 2 項 第 1 号	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日		定め なし	1/2
指定物質の排出抑制施設 (大気汚染防止法)	第 2 項 第 2 号	平成 26 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日		定め なし	1/2
指定有害物質の排出抑制施設 (土壌汚染対策法)	第 2 項 第 3 号	平成 26 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日		定め なし	1/2
下水道の除害施設	第 2 項 第 6 号	平成 24 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日		定め なし	3/4
太陽光発電設備 (再生可能エネルギー事業者 支援事業費に係る補助金 を受けて取得したもの)※	第 33 項 第 1 号イ	1,000 k w 未満	平成 30 年 4 月 1 日 ～令和 2 年 3 月 31 日	3 年	1/2
	第 33 項 第 2 号イ	1,000 k w 以上			7/12
風力発電設備 (固定価格買取制度)	第 33 項 第 2 号ロ	20 k w 未満	平成 30 年 4 月 1 日 ～令和 2 年 3 月 31 日	3 年	7/12
	第 33 項 第 1 号ロ	20 k w 以上			1/2
水力発電設備 (固定価格買取制度)	第 33 項 第 3 号イ	5,000 k w 未満	平成 30 年 4 月 1 日 ～令和 2 年 3 月 31 日	3 年	1/3
	第 33 項 第 1 号ハ	5,000 k w 以上			1/2
地熱発電設備 (固定価格買取制度)	第 33 項 第 1 号ニ	1,000 k w 未満	平成 30 年 4 月 1 日 ～令和 2 年 3 月 31 日	3 年	1/2
	第 33 項 第 3 号ロ	1,000 k w 以上			1/3
バイオマス発電設備 (固定価格買取制度)	第 33 項 第 3 号ハ	10,000 k w 未満	平成 30 年 4 月 1 日 ～令和 2 年 3 月 31 日	3 年	1/3
	第 33 項 第 1 号ホ	10,000 k w 以上 20,000 k w 未満			1/2
地下街などにおける浸水防 止用設備	第 38 項	平成 26 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日		5 年	2/3
生産性向上特別措置法によ る先端設備等	第 47 項	平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日		3 年	零

※ 固定価格買取制度の認定を受けて取得した太陽光発電設備は、わがまち特例の対象外です。

なお、固定価格買取制度の認定を受けて平成 24 年 5 月 29 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に取得した一定の設備は、旧法附則第 15 条第 33 項の規定により最初の 3 年度分は課税標準 3 分の 2 の税負担の軽減が図られます。

IV. 償却資産に関するQ & A

Q 昨年アパート経営を始めました。アパート経営者も償却資産の申告が必要ですか？

A 必要です。アパートの建物本体は対象になりませんが、受変電設備などの建物附属設備や駐車場の舗装工事やフェンスなどの構築物などが償却資産として申告の対象になります。

Q 所得税申告などで、事業用資産を申告していても（する予定でも）償却資産申告は必要ですか？

A 所得税（市県民税）の申告とは別に、固定資産税（償却資産）の申告が必要です。所得税や市県民税で申告する償却資産は「経費」としてみるのに対し、固定資産税の償却資産は、土地・家屋と同様にそのモノの「価値」に対して課税されるものです。償却資産は、土地・家屋のように登記制ではないので、地方税法 383 条に基づき申告をお願いしております。

Q 耐用年数が過ぎた古い資産でも申告の対象になりますか？

A 耐用年数が過ぎているものであっても、事業のために使用しているものは申告が必要です。償却資産は、事業に使用できる状態にある限り申告の対象となり、処分しない限り（申告対象から外れない限り）は、取得価額の5%に相当する額が評価額（課税標準額）となります。

Q 現在稼働してしない償却資産も申告の必要があるのでしょうか？

A 稼働を休止している、いわゆる遊休資産であっても、その休止期間中に必要な維持管理や補修が行われており、いつでも稼働して事業の用に供することができるものについては、償却資産として申告の対象になります。

Q 屋根の上に太陽光発電設備（建材ソーラーでない）を設置しました。償却資産申告は必要ですか？

A 発電した電力を売電（余剰売電・全量売電）している場合、償却資産として申告が必要です。ただし、個人で居住用に設置した発電設備の合計発電出力数が10kw未満の場合は、申告は不要としています。

《償却資産における太陽光発電設備の取り扱い》

	10kw 未満（余剰売電）	10kw 以上（余剰売電・全量売電）
個人(住宅用)	事業用資産とはなりません。償却資産申告は不要です。	発電量の全量または余剰を売電されている場合は、事業用資産となり、償却資産申告が必要です。
個人(事業用) 法人	本来の事業の付随業務であるため、発電出力数や売電方法に関わらず、事業用資産となりますので、償却資産申告が必要です（売電しない場合でも申告が必要です）。	

Q 申告すれば固定資産税が課税されますか。

A 課税標準額が全資産の合計で150万円未満の場合は免税点未満となりますので課税されません。また、償却資産の場合、取得額が課税標準額になるのではなく、資産ごとの耐用年数により、減価償却を行いますので、取得価格が150万円を超えたからといって課税されるとは限りません。

V. 申告書チェックリスト

償却資産申告書を提出する前に記載漏れや誤りがないかチェック項目を活用して、確認してください。

提出前のチェック項目		参考ページ
申告書	申告書の記入漏れはありませんか？	3 ^ハ -ジ
	<input type="checkbox"/> 所有者の住所、氏名の記入及び押印	①～②の欄
	<input type="checkbox"/> 申告に应答する方の氏名・連絡先	⑥の欄
	<input type="checkbox"/> 関与する税理士等氏名・連絡先	⑦の欄
	<input type="checkbox"/> 事業所等資産の所在地	⑮の欄
	<input type="checkbox"/> 借用資産がある場合、リース会社等の名称や資産名	⑯の欄
	<input type="checkbox"/> 前年前に取得したものの取得価額	⑲の欄
	<input type="checkbox"/> 前年中に減少したものの取得価額	⑲の欄
種類別明細書	種類別明細書の記入漏れはありませんか？	4 ^ハ -ジ
	<input type="checkbox"/> 減少した資産は二重線で消し込み	②～⑩の欄
	<input type="checkbox"/> 増加した資産の取得年月、取得価額、耐用年数の記入	⑥～⑧の欄
	<input type="checkbox"/> 増加事由の欄の該当する数字（1～4）に○印	⑬の欄
よくなる勘違い	勘違いによって、申告漏れが生じやすいものがあります。	5～9 ^ハ -ジ
	<input type="checkbox"/> リース契約の内容によっては、償却資産の申告が必要です。	5 ^ハ -ジ
	<input type="checkbox"/> 取得価額が10万円未満でも、減価償却している資産は申告対象です。	6 ^ハ -ジ
	<input type="checkbox"/> 大型特殊自動車は償却資産です（小型特殊自動車は申告対象ではありません。）。 <input type="checkbox"/> テナントが建物に施した内装は償却資産です。	9 ^ハ -ジ
建築設備等に注意	税務会計上は家屋と一括して減価償却していても、固定資産税の家屋の評価に含められない建築設備等は、償却資産の申告対象となります。	10 ^ハ -ジ
	<input type="checkbox"/> 各種設備（電気、給排水、ガス）のうち屋外の設備	
	<input type="checkbox"/> 受変電設備、予備電源（蓄電池、発電）設備	
	<input type="checkbox"/> 外構工事	
	<input type="checkbox"/> 壁掛型ルームエアコン、ブラインド、簡易可動間仕切	
国税との違い	国税（所得税・法人税）の減価償却資産の取扱いと違いがあるため、誤りが生じやすいものがあります。	12 ^ハ -ジ
	<input type="checkbox"/> 固定資産税では圧縮記帳の制度はありません。	
	<input type="checkbox"/> 固定資産税では特別償却や割増償却の適用はありません。	
	<input type="checkbox"/> 固定資産税の償却資産の評価額の最低限度は取得価額の100分の5です。	
<input type="checkbox"/> 固定資産税の償却資産には、200%定率法や250%定率法の減価率は採用していません。		

〒021-8501

岩手県一関市竹山町7番2号

一関市総務部税務課

家屋・償却資産課税係 宛

(令和2年度償却資産申告書 在中)

※ 申告書を郵送する場合は、切り取って宛名ラベルとしてご利用ください。